

令和5年度 さいたま市立柏崎小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安心して安全に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、柏崎小学校いじめ防止基本方針を定める。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 いじめ防止のために、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもつ。
- 2 いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。
- 3 いじめを発見し、また相談を受けた場合は速やかに情報を報告し、学校が一丸となって組織的に取り組む。また、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まないようにする。
- 4 いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、記録をとり、情報の共有に資するようにする。
- 5 いじめの問題について、保護者や地域および各関係機関の理解と協力を得て、連携を深めながら取り組む。
- 6 インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。
- 7 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 8 重大な事態については、躊躇なく関係機関との連携を図る。
- 9 学校の教育活動全体を通して、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。けんかやふざけあいであっても、背景にある事情を確認し、いじめに該当するか否かを適正に判断する必要がある。

よって、「いじめ」か「いじめの疑い」かは、一人の教職員の判断ではなく、組織で判断する必要があるため、必ず、管理職、生徒指導部への報告を迅速・的確に行う必要がある。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

(2) 構成員

校長、教頭、教務担当、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（以下SC）、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）、学校地域連携コーディネーター、さわやか相談員、PTA会長、学校運営協議会委員等。（必要に応じ、関係の教職員、民生委員、主任児童委員等も招集する。）

(3) 開催

- ア 定例会（各学期1回程度開催、学校運営協議会と共催）
- イ 校内委員会（生徒指導・教育相談・特別支援委員会等と兼ねて開催）
- ウ 臨時委員会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

- ア 柏崎小学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証等
 - ①いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
 - ②PDCAサイクルの実行による学校基本方針の見直し
- イ 教職員の共通理解と意識啓発のため、校内研修を複数回企画、実施
- ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- オ いじめやいじめが疑われる行為、児童の問題行動などの情報の収集と記録、共有
- カ いじめであるか否かの判断
- キ いじめ事案への組織的対応
 - ①いじめの被害児童に対する支援体制と対応方針の決定

②いじめの加害児童に対する指導体制と対応方針の決定

- ク 保護者との連携
- ケ 構成員の決定
- コ 重大事態への対応

2 子どもいじめ対策委員会

(1) 目的

いじめの問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。

(2) 構成員

代表委員会

(3) 開催

- ア 定例会（各学期1回程度開催）
- イ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

(4) 内容

- ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
- イ 話し合いの結果を学校に提言する。
- ウ 提言を行った取組を推進する。
- エ 柏陽中生徒会、城南小児童会との連携を図る。

V いじめの未然防止

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人ひとりの自己肯定感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

1 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った道徳の授業を実施する。
- ・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- ・「いじめ撲滅強化月間」（6月）に「2 主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

- ・実施要領に基づき、児童の実態に応じて以下のすべての内容について取り組む。
 - ①「いじめ撲滅」啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
(通年掲示)
 - ②児童会によるいじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
 - ③校長等による講話
 - ④『児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応』を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - ⑤学校だよりやP T A広報誌による家庭や地域への広報活動
 - ⑥「簡易アンケート」等の実施

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- ・「いじめ撲滅強化月間」(6月)にも「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- ・「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返すことにより、人とかかわる際に必要となる力の定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- ・教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだ力を活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることはいじめのない集団づくりに努める。
- ・縦割り活動の「ハッピータイム」の充実を図り、異学年との交流の中から自他を思いやる気持ちを育ませる。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- ・各学級担任が、学級の雰囲気や人とかかわる際に必要となる力の定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。
- ・アンケート実施後、サポート担当者、または支援の必要がある児童に対して、迅速かつ適切な面談を行い、日々の学級指導に生かす。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- ・児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法等を身に付ける。特に、いじめはいじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- ・授業の実践：全学年(6月～11月に実施)

5 メディアリテラシー教育を通して

- ・児童の発達段階に応じ段階的にメディアリテラシー教育を行い、安全に正しくメディアを活用する力を養う。
- ・『携帯・インターネット教室』を実施し(5年生、希望する保護者対象)、児童の情報活用能力

の向上を図り、より安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

6 学級経営の充実

- ・SCやSSW、さわやか相談員等の専門家と担任が協力して「心と生活のアンケート」の調査結果を丁寧に見て、児童の心の状態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・「わかる・できる」授業の実践に努め、児童一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

7 相談体制の整備

- ・「心と生活のアンケート」後に学級担任による面談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。
- ・さわやか相談員やSC、SSWと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

8 人権教育の充実

- ・全教育活動を通じた人権教育の推進を実施し、いじめのない誰もが楽しいと思える学校づくりを推進する。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

9 体験教育の充実

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・福祉体験やボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。
- ・異学年交流、小中連携、保幼小連携を計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする。

10 特に配慮が必要な児童への共通理解

- ・いじめが生まれる背景として特に配慮が必要な以下のポイントについて共通理解を図る。
 - 発達障害を含む、障害のある児童
 - 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
 - 性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童
 - 東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
 - 新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となった児童

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

- (1) 健康観察…一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察を徹底する。
- (2) 授業中…姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノートの落書き等

- (3) 休み時間…独りで過ごしていないか、遊びと称してからかいの様子が見られないか。
- (4) 給食………食欲がない、極端な盛り付けをする、当番を押し付けられている、一人だけ配られない等
- (5) 登下校中…独りぼっちだったり、荷物を持たされたりしていないか。
- (6) 「スマイルファイル」の活用から変化をつかむ。
- (7) 「いじめの発見のための要注意サイン」などのチェックシートの活用（年に1、2度）

※見えないところで被害が発生している場合があるため、多方面からの情報収集を行う。

<早期発見のポイント>

- 児童のささいな変化に気付くこと。
- 気付いた情報を共有すること。
- 情報に基づき、すみやかに対応すること。
- 教職員が子どもたちと共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけること。
- 休み時間や昼休み、放課後等の機会に、子どもたちの様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる」ことを心がけること。
- いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをすること。
- 子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施すること。
- 担任を中心とした教職員は、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努めること。
- グループ内での気になる言動を察知した場合、組織で適切な指導を行い、人間関係の修復にあたること。

2 「心と生活のアンケート」（3～6年生）「なかよしアンケート」（1・2年）の実施、及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施…年3回 ※その他必要に応じて実施
- (2) アンケート結果……学年・学校全体で情報共有する。
- (3) アンケート結果の活用…アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童については学年・学校全体で情報共有する。その際、市教委から配付されている面談記録シートに面談内容や児童の様子を記録し、保存する。また、面談結果からいじめが疑われる場合には、いじめ対策臨時委員会を開催し、速やかに対応する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 児童の観察や「心と生活のアンケート」の他、簡易アンケート等を実施し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、「児童生徒心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき対応する。

4 教育相談日の実施

- (1) 月1回、教育相談日を設定する。
- (2) 保護者が積極的に相談を行うことができる体制づくりに努める。
 - ①学校だより、PTA広報誌等による周知
 - ②教育相談案内文書の配付
 - ③さわやか相談員、SC、SSWとの橋渡し

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施…年1回(11月) ※その他必要に応じて実施
- (2) アンケート結果の活用…保護者に公開し、情報を共有する。

6 地域からの情報収集

- (1) 民生委員児童委員・主任児童委員(年間3回の連絡会議を実施予定)
- (2) 防犯ボランティア・子ども110番の家・読み聞かせボランティア・図書環境整備ボランティア・チャレンジスクール実行委員
- (3) 学校運営協議会委員

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「児童生徒心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、対応する。

- ・校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ対策臨時委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。また、事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- ・教頭は、いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ・教務担当は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・担任は、いじめを認知した場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認、情報収集をする。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保をする。いじめを行った児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- ・学年主任は、担任と共に当事者双方や周りの子どもからの聞き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等正確な実態把握に努める。担当学年の情報共有を行う。校長・教頭に報告する。
- ・生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。児童の情報を全職員に共通理解を図るための体制を整備する。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調

整を図る。

- ・教育相談主任は、さわやか相談員、ＳＣ、ＳＳＷとの連絡・調整を図る。
- ・特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害等が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- ・養護教諭は、いじめられた児童の様子を観察し、心のケアに努める。
- ・さわやか相談員は、児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- ・ＳＣは、情報の提供及び専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリング等を行う。
- ・ＳＳＷは、情報の提供及び専門的な立場から、児童の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。
- ・保護者は、家庭において子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時はただちに学校と連携する。
- ・地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報もしくは情報の提供を行う。
- ・いじめが「解消している」状態についても共通認識をもち、判断する。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第２８条）

生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成２９年３月改定、文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成２９年３月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」「さいたま市いじめ防止基本方針」及び、「児童生徒心のサポート 手引き いじめに係る対応」等に基づいた対処を確実にを行う。

1 重大事態について

(ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合 等

(イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間３０日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

2 重大事態に至ったという申立てについて

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対処を行う。

(ア) いじめ対策臨時委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

(イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

(ウ) 学校は、「児童生徒心のサポート 手引き いじめに係る対応」に則り、組織的な対応を行う。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とする）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

- 1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 柏崎小学校いじめ防止基本方針の周知徹底

2 校内研修

- (1) 「わかる・できる」授業を進めること

- ・授業規律の徹底
- ・基礎、基本の確実な定着のための工夫
- ・「わかる・できる」授業の推進

- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修

- ・第1回児童理解研修会＜特別な支援を必要とする児童報告＞（5月に実施）
- ・人権教育研修会（夏季休業中）
- ・生徒指導研修会＜いじめ防止対策の推進やいじめ防止基本方針に関する研修＞（夏季休業中）
- ・第2回児童理解研修会＜1学期の評価と2学期の目標の設定＞（9月下旬）
- ・各学年のケース会議（2学期中）
- ・第3回児童理解研修会＜2学期の評価と3学期の目標の設定＞（1月下旬）

- (3) 情報モラル研修

- (4) 特別支援教育、国際教育、人権教育の充実

- (5) 小・中一貫教育

- ・柏陽中、城南小との共通理解事項の確認

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを行う。

- 1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定
- 2 学校評価、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定
 - (1) 学校評価でいじめ防止等の取組の達成状況を評価
 - (2) いじめ対策委員会の開催時期…学校運営協議会と共催のため年3回（6月、11月、2月）
 - (3) いじめ問題に関する校内研修等の実施時期…通年、夏季休業中
- 3 学校評価・教職員評価の留意点（学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況）
 - ・学校評価に、いじめの防止等の取組に係る目標を設定し、その達成状況を評価する。
 - ・教職員評価において、いじめの防止等の対策の取組状況を積極的に評価するように促す。

※期日については、あくまでも予定であり、変更の場合がある。